

17~19世紀の会津・南山御蔵入領における 人口変動と出生制限

川 口 洋

I. はじめに

- 1) 研究の目的
- 2) 史料とその吟味

II. 17~19世紀の人口変動

III. 人口減少期の人口再生産と出生制限

- 1) 石伏村, 桑原村における人口再生産
- 2) 石伏村, 桑原村における性比の不均衡とその要因
- 3) 出生制限の実態
- 4) 飢饉時の人口減少

IV. 人口回復・増加開始期の人口変動

- 1) 鶉巣村における人口動態
- 2) 南山御蔵入領における人口構造の変化

V. おわりに

I. はじめに

1) 研究の目的

筆者は、福島県南会津郡、大沼郡、栃木県塩谷郡の一部を含む南山御蔵入領みなみやまおくらいりりょうを研究対象地域として、近代移行期に始まる持続的人口増加の要因解明を進めている。宝暦8(1758)年、明治4(1871)年、明治23(1890)年の3時点における人口構造の地域的特色を観察した旧稿¹⁾に続き、本稿では人口の長期的変動について考察する。

農業生産が不安定であった東北地方では、宝暦、天明、天保の飢饉で多くの死者をだし、領主の苛斂誅求に喘いでいた民衆が、墮胎や間引きといった手段を用いて出生制限を実施

した結果、江戸時代後半の人口が減少したと理解されてきた²⁾。南山御蔵入領に隣接する会津藩領についても、18世紀初頭以降の人口減少が強調された³⁾。これに対して近年、会津藩を含む東北諸藩では、19世紀初頭から人口回復・増加を始めたとの展望が示され⁴⁾、詳細な人口分析が始まった⁵⁾。しかし、後者の展望も徹底した史料調査に基づいたものではなかったため、人口増加が何時から開始したのかという素朴な課題も、未解決のまま残されている。

一方、出生制限の実態と解釈をめぐる議論は、江戸時代後半の民衆像を形成するうえで大きな影響力を持ち続けてきた。斎藤修は、出生制限に関する研究動向を次のように整理した⁶⁾。すなわち、①江戸時代後半の人口停滞を「マルサスの罠」と解釈して、墮胎・間引を行なう窮乏した民衆像を描いた「第1世代」⁷⁾、②出生制限を生活水準の向上をめざす「家族計画の萌芽」と解釈した「第2世代」⁸⁾、③「エヴィデンスの再検討」を迫られている「第3世代」である。③では、「第2世代」が報告した性別選択的な出生制限の痕跡を示す事例の普遍化が困難であることが指摘された。友部謙一も、自然出生力の人口学的分析に基づいて、常習的な出生制限の慣行を疑問視している⁹⁾。1990年代後半は、「エヴィデンスの再検討」が始まり、①、②に代わる新たな解釈が模索されている段階と位置づけられる。

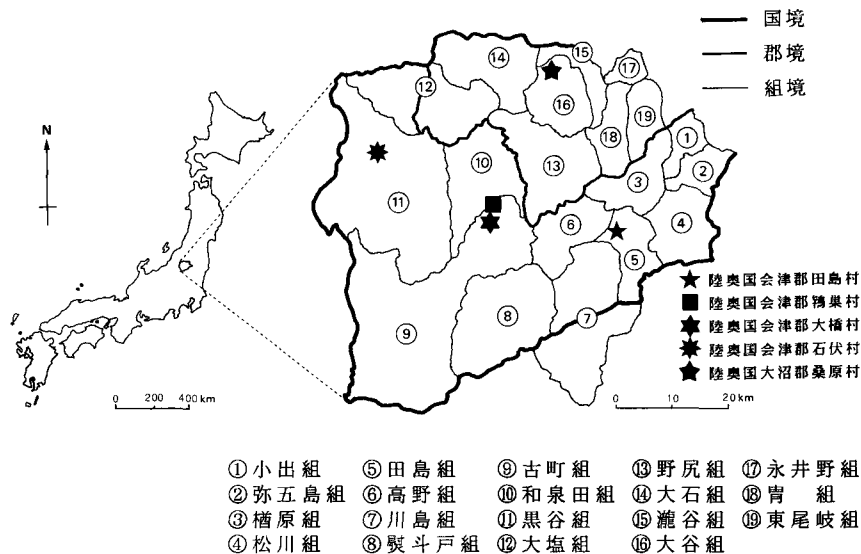


図1 研究対象地域（南山御蔵入領）の概要

出生制限に関する理解を深めるには、人口学的分析に加えて、当事者によって記録された史料の解釈が求められる。出生制限の要因を子沢山や経済的困窮に求める「第1世代」の解釈が、事件の当事者ではない同時代の為政者や知識人の見解、あるいは絵馬などの民俗資料に依拠した一面的な議論であるとの批判は従来からみられた¹⁰⁾。そのため筆者は、出生制限の対象となった嬰兒の父親が記録した日記が翻刻されたのを機会に、その実像の一端を報告したことがある¹¹⁾。拙稿に対しては、太田素子から出生制限の多様な慣習に関する目配りの不足を指摘された¹²⁾。

以下本稿では、人口に関する史料を吟味したのち、人口回復・増加の開始時期をもとめ、人口再生産構造の変化について考察する。とくに、出生制限の実態については、厄年との関連などについて旧稿の不足を補い、「第1世代」の解釈を再検討したい。

2) 史料とその吟味

南山御蔵入領に所属する271ヶ村は、19組に組織されている(図1)。組の人口規模はおよそ1,000~4,000人であり、5~25ヶ村で構成

されている。研究対象地域には、南山御蔵入領全域、組、村という3階層の地域単位に作成された史料が数多く保存されている。

まず、南山御蔵入領全域の人口を記録した史料を表1に示す。このうち、村単位の人口、男女別人口、家数が記録されている「陸奥国会津・大沼郡外下野国塩谷郡六ヶ村人別牛馬改帳」と『明治四年 若松縣管轄人員録』を、「宗門改人別家別帳」、「戸籍」と比較すると、前者は宝暦8(1758)年の「宗門改人別家別帳」、後者は明治4(1871)年秋に作成された「戸籍」の数値と一致する¹³⁾。すなわち表1には、村単位に作成された史料と整合性の高い貴重な史料が含まれている。

次に、組単位の人口記録として、諸国巡見使や御料巡見使¹⁴⁾に村況を説明するために作成された「御案内手鑑」、「人数増減書上帳」などがあげられる¹⁵⁾。「御案内手鑑」、「人数増減書上帳」と「宗門改人別家別帳」を村の人口、男女別人口、家数について比較すると大きな相違はみられない¹⁶⁾。したがって、組単位の人口記録を用いて、人口変動だけでなく、性比、平均世帯規模といった人口構造についても検討することができる。

表1 南山御蔵入領全域の人口を記録した史料(17~19世紀)

史料名(保存機関, 出典)	記録年
「延宝六年 人別寄」(下郷町, 佐藤仁夫家所蔵)	延宝6 (1678) 年
『会津鑑 二』(歴史春秋社, 1981, 272頁)	正徳2 (1712) 年
「天和元年より正徳三年迄廻国使様案内手鑑」(南郷村, 五十嵐悦家所蔵)	正徳3 (1713) 年
「会津事始 二」(会津若松市立図書館所蔵)	正徳3 (1713) 年
「無枕雑補家寶記 五」(南郷村教育委員会所蔵)	正徳3 (1713) 年
『会津藩 家世実記 第七卷』(歴史春秋社, 1981, 472頁)	享保17 (1732) 年
「明治二十二年版 会津藩城下武家屋敷明細全図」(会津若松市立図書館所蔵)	享保17 (1732) 年
『会津藩 家世実記 第九卷』(吉川弘文館, 1983, 491頁)	宝暦元 (1751) 年
「陸奥国会津・大沼郡外下野国塩谷郡六ヶ村人別牛馬改帳」(田島町, 阿久津喜一家所蔵)	宝暦8 (1758) 年
『会津藩 家世実記 第十三卷』(歴史春秋社, 1987, 254頁)	天明7 (1787) 年
『会津藩 家世実記 第十三卷』(歴史春秋社, 1987, 254頁)	天明8 (1788) 年
「明治二十二年版 会津藩城下武家屋敷明細全図」(会津若松市立図書館所蔵)	文政2 (1819) 年
「天保七年 南山村別帳」(福島県『福島県史 第2巻』, 1971, 809頁)	天保7 (1836) 年
「天保十三年正月 御用諸達物控書」(金山町, 大竹門三家所蔵)	天保12 (1841) 年
「天保十三年 御用諸日記」(田島町, 渡部太七家所蔵)	天保12 (1841) 年
『明治四年 若松縣管轄人員録』(歴史春秋社, 1978)	明治4 (1871) 年
『明治八年 若松縣管内地誌資料』(古今堂書店, 1933, 福島県立図書館所蔵)	明治8 (1875) 年
『明治一三年 福島縣治統計表』(福島縣, 1883, 福島県立図書館所蔵)	明治14 (1881) 年
『福島縣市町村沿革』(福島縣, 1956)	明治19 (1886) 年
「明治二十一年 岩代国南会津郡・北会津郡・大沼郡合併町村調」(福島県歴史資料館所蔵)	明治21 (1888) 年
『明治二十二年 福島縣人員統計書』(福島縣, 1890)	明治22 (1889) 年
『明治二十四年 徴発物件一覧表』(陸軍省軍務局, 1891)	明治23 (1890) 年

南山御蔵入領では、村の名主が元禄7(1694)年あるいは元禄8年から明治2(1869)年まで、毎年2月または3月に一定の書式にしたがって「宗門改人別家別帳」を作成していた¹⁷⁾。現在、会津郡石伏村、大窪村、金井沢村、小松川村、沢入村、寺村、寺山村、鴛巢村、および大沼郡桑原村において、60年以上連続する「宗門改人別家別帳」の所在が確認されている。同史料には世帯に相当する記載単位ごとに、構成員の名前、年齢、筆頭者との続柄、異動、檀那寺、持高、家屋規模、屋根材料、世帯規模、牛馬数などが記録されている。婚姻、養子、名跡、奉公などの異動が、「奉願縁付御暇之事」、「質券暇状之事」などの書類によって、名主、組の郷頭を経て代官所に届け出されてから同史料に登録されるまでの期間は、およそ1年以内であった。

「宗門改人別家別帳」を用いて人口分析を行うには、史料的制約に十分留意する必要がある¹⁸⁾。とくに異動に関しては、記録されてい

ない場合が多い。同史料は毎年1度しか作成されないため、出生後「宗門改人別家別帳」登録までの期間に死亡した者、縁付いてから史料登録までの期間に不縁になった者、季節的労働移動などについては把握できない。そのため、出生数、死亡数、養子数、婚姻者数、離別者数、奉公人数などは、実際よりも過少となる。史料から復原できるのは、実際の出生数ではなく、出生後「宗門改人別家別帳」登録まで生存した乳児数である。この点は人口再生産を検討する場合、注意を要する。

筆者は、史料読解から人口学的指標算出に至る研究過程の短縮、再現性の確保、史料保存、研究者間における史料の共有を目的として、「宗門改帳」古文書画像データベース・システム(DANJURO ver.2)の開発を進めている¹⁹⁾。本システムを用いて、III章では石伏村と桑原村、IV章では鴛巢村の史料を分析する。

旧南山御蔵入領を含む若松県では、明治3(1870)年に「宗門改人別家別帳」から「戸

籍」へ調査制度が改正され、「戸籍」の書式は明治3年から明治4年にかけて整備された。大沼郡桑原村における慶応4（1868）年、明治2（1869）年の「宗門改人別家別帳」と明治3年、4年の「戸籍」を比較すると、筆頭者、構成員、続柄、年齢、異動、旦那寺、村全体の筆頭者数と軒数、戸数に大きな相違はみられない。ただし、「宗門改人別家別帳」が現住人口を記録した史料であるのに対して、「戸籍」には本籍人口が記録されている²⁰⁾。

江戸時代の人口記録と明治時代の統計資料を接続するには、研究対象地域における支配領域の変遷、史料に登録されない武士などの除外人口の有無、本籍人口と現住人口の差異といった点について検討する必要がある。

南山御蔵入領とは、寛永20（1643）年に保科正之が預かった陸奥国会津郡、大沼郡、岩瀬郡、下野国塩谷郡に分布する幕領5万2千石のうち、岩瀬郡を除いた地域の呼称である。会津藩預かり支配と幕府直支配の期間を交互に繰り返し、元治元（1864）年から会津藩領に組み込まれた。南山御蔵入領に所属する271ヶ村は、江戸時代を通じて分割支配されることがなかった。そのため研究対象地域では、17世紀中期以降、支配領域の変遷を考慮することなく人口変動を追跡することができる。

明治22（1889）年末における士族の本籍人口は南会津郡で57人、南山御蔵入領外の地域を含んでいた大沼郡で543人であり、総人口の約1%を占めるにすぎない²¹⁾。江戸時代においても、会津郡田島村に設置されていた代官所の役人など、「宗門改人別家別帳」に登録されない除外人口は、少数であったと推測される。したがって、武士などを含まない江戸時代の人口記録と士族を含む明治時代の統計資料を接続しても、武士、士族人口の有無によって生じる総人口への影響は少ない。

南山御蔵入領の領域とほぼ重なる南会津郡全域と大沼郡の一部²²⁾における明治22（1889）年の本籍人口は50,916人、現住人口は50,991

人、出寄留総数は1,603人、入寄留総数は1,678人であった²³⁾。明治中期における本籍人口と現住人口の差は僅少であった。したがって、現住人口を記録した江戸時代の史料と本籍人口を記録した明治時代の統計資料を接続しても、現住人口と本籍人口の差によって生じる総人口への影響は少ない。

検討の結果、南山御蔵入領全域、組、村を作成単位とした人口記録は、相互に整合性の高い史料であり、17世紀中期から19世紀末に至る性格の異なる人口記録を接続しても、問題が少ないと判断できる。

II. 17～19世紀の人口変動

南山御蔵入領の人口、家数は、17世紀後半に増加したが、正徳2（1712）年を頂点として減少に転じ、天明期（1781～1789）から天保期（1830～1844）の期間を最少として、その後、回復・増加を始めた（表2）。天保12（1841）年の人口は正徳2年の66%、家数は正徳3年の79%に減少した。人口は明治中期（1890年代）に漸く宝暦期（1751～1764）の水準に回復する。人口が最少を記録した天保12年から明治4（1871）年までの人口増加率は年間0.3%、明治4年から明治23（1890）年の人口増加率は年間1.0%である。南山御蔵入領における持続的人口増加は、天保12年から明治4年に至る期間に開始して、明治初期から本格化した。

17世紀から19世紀に至る組の人口変動を示した図2によれば、元禄期（1688～1704）から享保期（1716～1736）に、人口が最大を記録している。小出組、高野組、古町組における寛文5（1665）年から正徳3（1713）年の人口増加率は、年間0.7%から1.2%に達した。

人口は18世紀初頭を頂点として減少を始めた。和泉田組、永井野組、胃組では天明期（1781～1789）に、小出組、弥五島組、橋原組、松川組、田島組、高野組、古町組、大塩組、野尻組、大石組、瀧谷組、大谷組、東尾

表2 南山御蔵入領における人口変動（17～19世紀）

	男	女	人口	家数	人口指数	性比	平均世帯規模
延宝6 (1678) 年	28682人	23890人	52572人	7760軒	88	120	6.8人
正徳2 (1712) 年	—	—	59948	—	100	—	—
正徳3 (1713) 年	32767	26470	59237	10191	99	124	5.8
享保17 (1732) 年	31813	25103	56916	—	95	127	—
宝暦元 (1751) 年	30201	23873	54074	—	90	127	—
宝暦8 (1758) 年	27435	21930	49365	—	82	125	4.6**
天明7 (1787) 年	21492	18682	40174	—	67	115	—
天明8 (1788) 年	21356	18614	39970	—	67	115	—
文政2 (1819) 年	22212	19480	41722	—	70	114	—
天保7 (1836) 年	22522	19293	41815	—	70	117	—
*天保12 (1841) 年	—	—	39407	8062	66	—	4.9
*明治4 (1871) 年	22589	20485	43074	8392戸	72	110	5.1
*明治8 (1875) 年	—	—	42761	8297	71	—	5.2
*明治14 (1881) 年	—	—	47107	8788	79	—	5.4
*明治19 (1886) 年	—	—	47719	8473	80	—	5.6
*明治21 (1888) 年	—	—	48961	8424	82	—	5.8
*明治22 (1889) 年	26408	24508	50916	8986	85	108	5.7
明治23 (1890) 年	26174	24383	50557	9079	84	107	5.6

- ・*を付した史料には下野国塩谷郡横川村，上三依村，中三依村，独鈷沢村，芹沢村，五十里村の人口が含まれていない。
- ・宝暦8年については家数の合計が記録されていない。また，瀧谷組，大谷組のうち13ヶ村の人口，家数も記録されていないため，これらの村を除いて平均世帯規模**を算出した。
- ・文政2年の人口は男女の合計と食い違いますが，史料のとおり記述した。
- ・人口指数は正徳2年の人口を100として算出した。
- ・性比は女性人口を100とした場合の男性人口である。
- ・表1の史料より作成した。

岐組では天保期（1830～1844）に，川島組，熨斗戸組，黒谷組では明治初期（1870年代）に人口が最少を示した。すなわち，組単位の観察からも，天明期から天保期に至る期間に人口が最少を記録した後，回復・増加に転じた組が卓越することが判明した。

南山御蔵入領における人口構造の地域的特色は，女性と比較して男性の人数が異常に多い点である。18世紀中期まで，女性人口を100とした場合の男性人口の割合を示す性比が漸増して，120を越えていた（表2）。18世紀中期以降，性比は改善を始める。とくに，天明期から天保期まで停滞していた性比が，1840年代に始まる人口回復・増加と並行して，再び均衡に近づき始めた点には注目したい。

組の性比は，18世紀中期を頂点とした「へ」字型の変化を示すものが多い。高野組，黒谷組，大塩組，野尻組，瀧谷組，および18世紀中期以前の史料が得られない松川組，田島組，川島組，熨斗戸組，大石組，大谷組，永井野組，胃組では宝暦期（1751～1764）に，檜原

組，古町組，和泉田組，東尾岐組では天明期（1781～1789）に性比は最高となり，その後，改善を始める（図2）。

総人口を家数で除した平均世帯規模は，延宝6（1678）年から縮小する（表2）。宝暦8（1758）年から天保12（1841）年まで数値が得られないので明瞭ではないが，平均世帯規模は，遅くとも人口回復・増加が開始した1840年代から拡大を始める。

組の平均世帯規模は，宝暦期（1751～1764）から明治初期（1870年代）に至る期間を幅の広い底とした「U」字型の変化を示すものが多い（図2）。小出組，弥五島組，檜原組，熨斗戸組，大塩組，大石組，大谷組，永井野組，胃組，東尾岐組では，宝暦期に平均世帯規模が最小となる。しかし，平均世帯規模が本格的に拡大を始めるのは，弥五島組，檜原組，松川組，田島組，高野組，川島組，熨斗戸組，古町組，黒谷組，大塩組，瀧谷組，大谷組で観察されるように，人口回復・増加の開始とほぼ同時期とみられる。

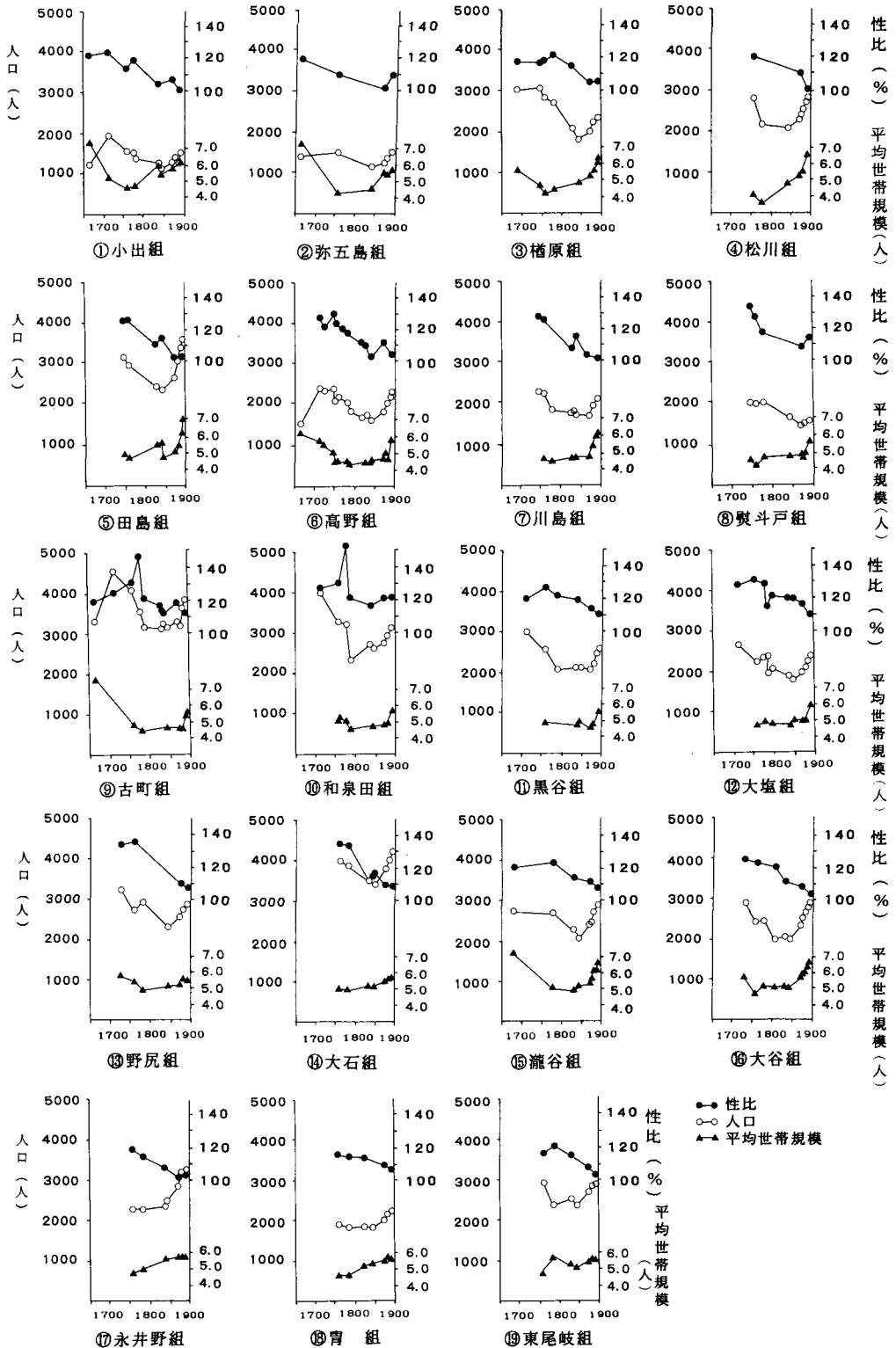


図2 南山御蔵入領の各組における人口変動

・注15)の史料より作成した。①～⑱の番号は図1と共通

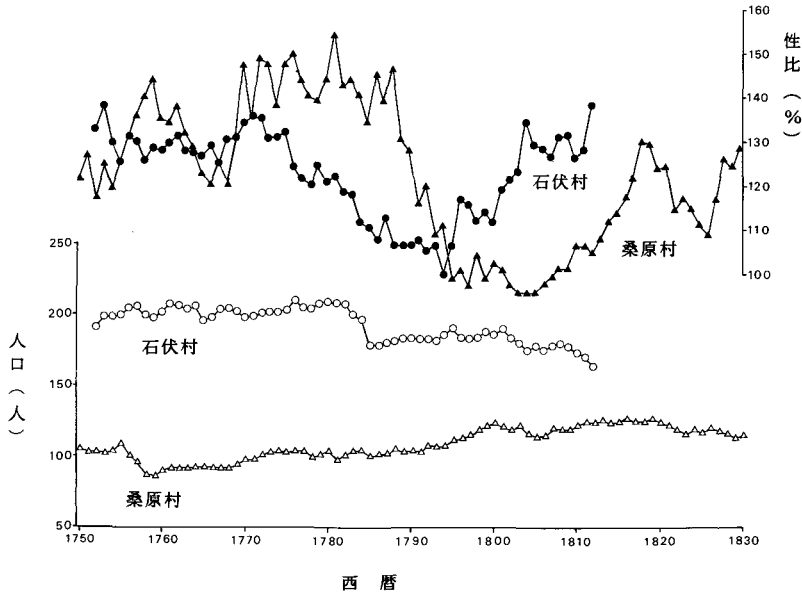


図3 陸奥国会津郡石伏村，大沼郡桑原村における人口変動
「宗門改帳」古文書画像データベースより作成

検討の結果，南山御蔵入領の総人口は，17世紀後半に増加したが，18世紀初頭を頂点として減少に転じ，天明期から天保期の期間を最少として，1840年代から回復・増加を始め，明治初期から本格的に増加した。人口回復・増加期には，性比の改善と平均世帯規模の拡大が顕著になった。このような人口変動は，南山御蔵入領全域の人口を記録した史料だけでなく，組単位の史料によっても裏付けることができた。

III. 人口減少期の人口再生産と出生制限

1) 石伏村，桑原村における人口再生産

本節では，人口減少期の会津郡黒谷組石伏村（現，南会津郡只見町石伏）と大沼郡大谷組桑原村（現，大沼郡三島町桑原）における人口再生産構造の特色を検討する。石伏村については宝暦2（1752）年から文化9（1812）年に至る61年間，桑原村に関しては寛延3（1750）年から文政13（1830）年に至る81年間を観察期間とする。

図3によれば，石伏村の人口は観察期間前半安定していたが，天明3（1783）年の冷害

の影響を受けて激減した後，漸減を続けた。桑原村の人口は宝暦5（1755）年の冷害後に減少したが，寛政期（1790年代）に宝暦飢饉以前の水準に回復した後，ほぼ安定した。

人口再生産を計測する指標の一つとして純再生産率があげられる²⁴。純再生産率は，1人の母親が産育する次世代の母親候補者数を意味している。通常，ある時点における年齢別女兒出生率と女兒が母親の年齢に達するまでの生残率の積を15歳から49歳まで合計して算出する。純再生産率が置き換え水準を下回ると次世代人口は減少し，置き換え水準を上回ると次世代人口は増加する。しかし，毎年1度しか作成されない「宗門改人別家別帳」から真の出生数を求めることは困難である。そこで，長期間の観察が可能であるという史料の特性を生かし，妻が50歳になるまで婚姻関係が継続した完全家族を抽出して追跡調査を行い，平均初婚年齢に至るまで生き残った女兒数を求める。この実際上の純再生産率を，人口再生産を計測する指標として用いたい。

石伏村では宝暦2（1752）年から明和8（1771）年の期間に結婚した夫婦38組，桑原

村では寛延3（1750）年から天明9（1789）年の期間に結婚した夫婦35組を追跡した。表3によれば、平均婚姻持続期間は20年以上におよび、妻または夫の死亡によって結婚が終了するケースが多い。石伏村の38組中14組、桑原村の35組中19組が、妻が50歳まで結婚が持

表3 夫妻の婚姻生活

		石伏村	桑原村
平均結婚年齢	夫	26.0歳(38)	27.2(35)
	妻	18.4(38)	21.4(35)
平均出生数*		1.9人(38)	2.5(35)
妻の平均最終出産年齢		30.4歳(28)	33.1(29)
妻が50歳までの平均婚姻継続期間		20.7年(38)	23.0(35)
婚姻関係終了時の平均年齢	夫	—	55.3歳(35)
	妻	—	49.0(35)
婚姻関係終了の理由	夫の死亡	13件	12
	妻の死亡	3	15
	夫妻の死亡	0	3
	離婚	6	3
	不明	16**	2

- ・石伏村で宝暦2（1752）年から明和8（1771）年の期間に結婚した38組、桑原村で寛延3（1750）年から天明9（1789）年の期間に結婚した35組に関する観察結果である。
- ・*は出生後「宗門改帳」登録まで生存した乳児の数を示す。
- ・**このうち8組は文化9（1812）年に夫妻とも存命中であるため、婚姻関係終了時の夫妻の平均年齢は計算できない。
- ・（ ）はデータ数である。
- ・「宗門改帳」古文書画像データベースより作成した。

続した完全家族であった。完全家族は結婚コウホートの半数に満たない。出生後「宗門改帳」登録まで生存した乳児数は、1組の夫婦当たり約2人と極めて少ない。

両村の完全家族についても、早婚であるにもかかわらず、出生後、史料登録まで生存した乳児が少ないといった人口再生産構造の特色が観察できる（表4）。石伏村では出生後、史料登録まで生存した男児、女児の各61%、桑原村では男児の72%、女児の84%の婚姻が確認できる（表5）。村外に転出した者、異動理由不明で史料から除かれた者の婚姻は確認できないが、平均初婚年齢に達するまでに死

表4 完全家族の人口再生産

		石伏村	桑原村
平均初婚年齢	夫	23.9歳(14)	25.1(19)
	妻	18.0(14)	19.5(19)
平均出生数*		2.9人(14)	3.2(19)
平均出産間隔	結婚～第1子	5.6年(14)	4.6(19)
	第1子～第2子	6.0(14)	4.6(16)
	第2子～第3子	8.7(10)	8.0(15)

- ・表4、5は石伏村で宝暦2（1752）年から明和8（1771）年の期間に結婚した完全家族14組、桑原村で寛延3（1750）年から天明9（1789）年の期間に結婚した完全家族19組に関する観察結果である。
- ・*は出生後「宗門改帳」登録まで生存した乳児の数を示す。
- ・（ ）はデータ数である。
- ・「宗門改帳」古文書画像データベースより作成した。

表5 完全家族から出生した子供*の婚姻率と初婚年齢

	石伏村		桑原村	
	男児	女児	男児	女児
1～10歳で死亡	1人(4%)	2(12)	8(22)	3(12)
11～20歳で死亡	4(18)	0(0)	0(0)	0(0)
未婚のまま死亡	0(0)	0(0)	1(3)	0(0)
未婚のまま村外へ転出	0(0)	1(6)	0(0)	0(0)
婚姻状況不明	4(17)	4(22)	1(3)	1(4)
婚姻を経験	14(61)	11(61)	26(72)	21(84)
小計	23(100)	18(100)	36(100)	25(100)
平均初婚年齢	21.4歳	16.9	23.2	18.8

- ・*は完全家族から出生後「宗門改帳」登録まで生存した子供を示す。
- ・「宗門改帳」古文書画像データベースより作成した。

亡した者を除くと大多数が結婚している。転出、不明分を含めると、石伏村における14組の夫婦は11人から16人、桑原村における19組の夫婦は21人または22人の母親候補者を次世代に残した。すなわち、石伏村、桑原村の完全家族は、母親1人につき0.8人から1.2人の女兒を平均初婚年齢まで育てあげた。

純再生産率が置き換え水準に近い低水準となった要因として、出生数が少ない、出生から史料登録までの期間に死亡した乳児が多い、出生制限が行われていたといった可能性が指摘できる。

2) 石伏村、桑原村における性比の不均衡とその要因

石伏村、桑原村における人口構造の特色の一つに、性比の不均衡があげられる。両村では、観察期間の過半で性比が120を越えていた(図3)。性比が不均衡となった要因として、ア) 村外への女性の流出、イ) 村外からの男性の流入、ウ) 妊産婦の死亡、エ) 「宗門改人別家別帳」への登録漏れ、オ) 性別選択的な出生制限といった可能性がある。

石伏村では観察期間を通じて、男102人(異動理由不明64人を含む)、女116人(異動理由不明72人を含む)の社会減、男66人(異動理由不明17人を含む)、女100人(異動理由不明23人を含む)の社会増、男100人、女76人の死亡がみられた。出産と同じ年に死亡した母親は2人である。桑原村では観察期間を通じて、男59人(異動理由不明18人を含む)、女55人(異動理由不明12人を含む)の社会減、男45人(異動理由不明1人を含む)、女50人(異動理由不明3人を含む)の社会増、男92人、女73人の死亡がみられた。出産と同じ年に死亡した母親は2人である。したがって、ア)、イ)、ウ)の性比に対する影響は小さい。エ)に関しても、女兒を史料に登録しなかった理由は考えにくい。

観察期間を通じて、出生後「宗門改人別家

別帳」に登録されるまで生存した乳児の性比は141(石伏村)、140(桑原村)であり、出生順位に関わらず不均衡であった(表6)。石伏村、桑原村における乳児の性比は、明治19(1886)年の福島県における数え年1歳児の性比103、2歳児の性比104²⁵⁾と比較して男子が異常に多い。江戸時代における女兒特有の死因は、管見のかぎり報告されていない。したがって、性比が不均衡となった主要因は、オ)の性別選択的な出生制限であったと推測される。

表6 出生後「宗門改人別家別帳」登録まで生存した乳児の性比

		第1子*	第2子	第3子	合計
石伏村	男児	40人	48	22	110
	女児	34	30	14	78
	性比	118	160	157	141
桑原村	男児	32	40	36	108
	女児	23	30	24	77
	性比	139	133	150	140

*宝暦2(1752)年から文化9(1812)年の期間に石伏村で出生が確認できる188人、寛延3(1750)年から文政13(1830)年の期間に桑原村で出生が確認できる185人を観察した。

*は出生登録時における子供の年齢順位を出生順位とみなした。

・「宗門改帳」古文書画像データベースより作成した。

3) 出生制限の実態

本節では、角田藤左衛門が寛文9(1669)年から享保20(1735)年までの事跡を記録した『萬事覚書帳』²⁶⁾をもとに、史料の著者が父親として関わった出生制限の事例を中心に考察を進める。藤左衛門は会津郡大橋村(現、南会津郡南郷村大橋)に居住する富裕な商人であった。南山御蔵入領、下野国、上野国から大麻、布を買い集め、江戸、京へ輸送して複数の問屋と取引していた。

『萬事覚書帳』には、出生制限に関連した以下8例の記事がみられる。史料1、2、3は藤左衛門と「おつる」、後妻である「のの」夫妻、史料4は藤左衛門の兄助左衛門の長男である義兵衛と「お中」夫妻、史料5は藤左

衛門の第3子である宅右衛門と「ちよ」夫妻，史料6は藤左衛門の第5子「お上」と古町村の佐野吉太郎夫妻，史料7，8は藤左衛門の女下「よね」に関する記事である。

史料1. 宝永六年十二月二三日夕，女共平産，子押返す。

史料2. 正徳六年閏二月二二日，女共平産，貳年子，女の筈男ニ候間，子返す，とし四十四歳ニて。

史料3. 享保十年四月七日昼，後妻平産，去ル八月より之くわい人，九月ニテ生，年四十二ノ女，男子之筈女子ニ生，たがい子押返す。

史料4. 享保五年十二月四日夕，ひのへさる中段なる，義兵衛子生る，是ハ拾九の女，老年子，女の筈男ニ生，たがい子。

史料5. 享保六年二月九日夕，亥ノ刻ニ宅右衛門子，丑之助出生，夫二八，婦二四ニて，此日かのへ子中段ひらく吉日，女の筈男ニ生。

史料6. 享保十三年七月九日，お上初テ平産仕，男子持申候，此日つちのへ午，ひらく八せんの間日，巳ノ上刻ニ生，お上年十九，父吉太郎十八別名忠太郎也，十九ノ女，貳年子，貳年子男うらかたニあい，吉しくわいたい之内ニ，若松北方竹屋子安観音様へ，立願仕候。

史料7. 享保六年五月十六日朝，下女よね子をうむ，年二一，貳年子，女ノ筈ニ見候，断なしにころす間，平助方へ不屈キ之由，吉郎右衛門，孫助を以，断りあやまり候由，わび申間，堪忍申候。

史料8. 享保十一年二月十一日朝，夜之内ニ下女よね，子をなし，ほうばい女共，そばニね居申も不為知様ニなし，子をなくし，死て生候といつわり申候，うらない見候ニ，当二七の女去五月よりはらミ，当月へ十ヶ月，貳年子，男子ノ筈ニ候，隠し押ころし候事現候間，平助つる女がつぼねへ，さんや為指遣ス，此義親子兄弟三，四人女等相

談と存候。

藤左衛門夫婦は10人の子供をもうけ，史料1，2，3の3人（男子1人，女子1人，性別不明1人）を出生当日殺害した。この行為には「子返す」，「押返す」という用語が当てられている。

藤左衛門家の下人の人数は，史料1，2，3の時点でともに8人であった。「子返し」の行われた年に火事，災害，盗難，事故などによる藤左衛門家の被害は記録されておらず，経営状況が悪化した形跡はみとめられない。史料1の宝永6（1709）年における秋米の値段は金1分に付き3斗6，7升と平年並，史料2の前年に当たる正徳5（1715）年の秋米は金1分に付き1斗9升から2斗まで高騰して不作，史料3の前年である享保9（1724）年の秋米は金1分に付き6斗と豊作であった。藤左衛門家では，米価や作柄の豊凶とは無関係に「子返し」を行っていた。

史料1，2，3の嬰兒は，それぞれ藤左衛門夫婦の第6子，第9子，第10子であった。とくに史料2と3は，留之丞と命名した第8子の出生後に懐妊した嬰兒に関する記述である。史料4は義兵衛夫妻の長男，史料5は宅右衛門夫妻の長男であったため，押返されなかったと思われる。

史料2，3のように，藤左衛門は予測と異なる性別の「たがい子」を押返した。胎児の性別は史料6，8にみられる「うらない」によって予測された。史料2，3，4，7，8には母親の年齢，史料5，6には両親の年齢が書かれているため，「うらない」には両親の年齢が関わっていたと思われる。

胎児の性別予測法として，伊南川を隔てて大橋村の対岸に位置する南会津郡南郷村山口で産婆を開業していた栗城カツノ氏（大沼郡昭和村で明治34年出生）の事例が報告されている²⁷⁾。栗城氏は次子を計算して割り切れれば女子，余りが出れば男子と判定した。

(A) 妊娠を自覚した年内に出生する場合
(夫の数え年+妻の数え年+1)
3

(B) 妊娠を自覚した翌年に出生する場合
(夫の数え年+妻の数え年+2)
3

史料2, 6, 7, 8にみえる「弐年子」は、B式のように妊娠の自覚から出産までが2年越しであった嬰兒、史料4の「壹年子」は、A式のように妊娠を自覚した年内に出生した嬰兒を意味すると解釈できる。

両親の年齢と嬰兒の性別が判明する事例に性別予測法を適用しても、該当しないものもみられる。しかし、この性別予測方法を『萬事覚書帳』の「うらない」が約300年を経て変容したものにとらえることができるのではないだろうか。

この性別予測法によれば、出生した女子が「たがい子」と判断される確率は、男子の2倍となる。「たがい子」であることに加えて、出生順位が低いという条件が重なれば、女子を押返す動機は一層高まったと思われる。すなわち、「たがい子」を対象とした「子返し」は、性別選択的な出生制限の一種とみとめられる。

遠国の史料ではあるが、土佐国の谷秦山重遠が享保3(1718)年に著した『俗説贅弁続編 下』(高知県立図書館所蔵)の「胎内の兒男女乃弁」の一節を次に示す。

史料9. 世俗うらなひありて、胎内の子の男女を定む。もし其さだめに合ざれば、父母にふさハぬ子、或そだたぬ子といひて殺すものあり。(中略)占トハあハぬ事多し、信じがたし、只道理を信ずへき也、易範乃うらかたさへ、其人にあらざれば心もとなし、況巫山伏の言をや、それを実にして子を殺す。

高知県では、史料9から約200年後の大正期にも、「父母の年を計算して胎内の男女をトし、不合ものは父母に縁なしと云ふを以て之を挙げざるものあり。」という報告がみられる²⁹⁾。藤左衛門も「うらない」と異なる「たが

い子」が父母に縁のない子、育たない子と判断したために「子返し」を行った可能性がある。

史料9によれば、18世紀初頭の土佐国では、巫女や山伏が胎児の性別を占っていた。『萬事覚書帳』から「うらない」を行った人物を特定することはできないが、藤左衛門も修験山伏である大橋村泉明院などの宗教者と頻繁に交際していた。南山御蔵入領においても、修験山伏、巫女、神主、僧侶などの宗教者が、民衆の多様な生活相談に応じていたことが知られている²⁹⁾。修験山伏を媒介にして、南山御蔵入領と土佐国で酷似する「子返し」の慣習がみられた可能性を指摘しておきたい。

他方、史料1には嬰兒の性別が書かれていない。史料1の場合には嬰兒の性別と無関係に押返されたために、性別が記録されなかったと解釈したい。史料1と比較するため、備中国浅口郡大谷村に居住した赤沢文治が生涯を回顧して著した史料の一節を次に示す。

史料10. 同七甲寅の年に年号かわり、安政元甲寅。同十二月二五日夜四つ時に妻安産、男子生。私四十一才。「四十二の二才子悪し」と申て、「置かん」と申。母止め、「わしが育てる」と申。母にまかせて育て上。「正月生に歳祭り変へいたそう」と申て、置き。二日が八日ぶり、火合七夜にあたり。「二日生にしてもらおふ」と内相談いたし。卯の正月朔日、歳御神々様早々御礼申上候。総氏神様え拜参仕、私四十二才厄晴祈念。神田筑前殿願、三男、卯の歳に祭かへ、守札納、赤沢宇之丞と名お付け。鞆津祇園宮へ参、大宮え出、神主に願、奉祈念木札被下³⁰⁾。

史料10によれば、安政元(1854)年12月25日、赤沢文治(41歳)と「とせ」(36歳)夫妻に男子が誕生した。しかし、「四十二の二才子悪し」という理由で、嬰兒の殺害が家族で協議された。文治の母親が嬰兒殺しに反対したため、誕生日を8日ずらして翌年正月2日生

まれとすることによって災いを避け、嬰兒を育てることとなった。

史料1の事件当日、藤左衛門も41歳であった。嬰兒を押返さなければ、翌年春作成される「宗門改人別家別帳」に藤左衛門は42歳、嬰兒は2歳と登録されたはずである。史料1で押返された嬰兒は、父親の厄年に出生が登録される「四十二の二才子」に相当する。

『俗説贅弁続編 下』には、「世俗四二歳を厄と云い、其年に生るる子ハ親に害ありとて殺すものあ李。今按ずるに四十二ノ厄といふ事本説所見なし。或人曰、四二の音死乃訓と通ふ故、いむ事なりとかや。」と書かれている。高知育児会も、「厄年の子は父母に利あらずと云ひ、(中略)、之を挙げざるものあり。」³¹⁾と報告している。角田藤左衛門や赤沢文治の場合も、父親の厄年に出生が史料に登録される子供は、親に害を与え不吉であると考えたために、嬰兒の性別に関わらず殺害を図った可能性がある。

備中国浅口郡大谷村周辺は、本山派児島五流山伏の本拠であり、修験山伏は加持祈禱を通じて庶民生活と密着していた。赤沢文治が創始した金光教にも、修験道の影響が指摘されている³²⁾。すなわち、備中国浅口郡も、先に指摘した土佐国、南山御蔵入領と同様、修験山伏の活動が活発な地域であった。修験山伏を媒介として、類似の「子返し」が各地でみられた可能性を再度指摘したい。

「うらない」と異なる性別の嬰兒と父親の厄年に生まれた嬰兒だけを対象として出生制限が行われたのであれば、性比の村落間格差は少ないはずである。しかし18世紀初頭の南山御蔵入領では、隣接する村落であっても著しい性比の格差がみられた³³⁾。史料7、8の下女「よね」が行った「子ころし」のように、嬰兒殺しを実行した本人が事件の隠蔽を図り、「子返し」の経験を持つ藤左衛門からも批判を受けた事例もみられる。したがって角田藤左衛門家の「子返し」は、多様な具体像を持

つ出生制限の一つと推測される。

奥州では双子、三つ子が³⁴⁾、土佐国では双子、三つ子、丙午の年に生まれた子、丑年に生まれた子、両親が老年に至って生まれた子、養子を定めてから生まれた子、受孕月に受孕しなかった子などが嬰兒殺しの対象として報告されている³⁵⁾。角田藤左衛門家で実行された「子返し」以外にも、経済的困窮によるのではなく、慣習的に行われていた出生制限がみられたと予測される。

『会津藩 家世実記』寛文3(1663)年7月25日には、「火葬者不幸、産子を殺候者不慈ニ候処、風俗ニ相成諸人此行有之候故、只今急度御法度ニ被仰付候ニ而者無之候得共、頭々之者不限、今度平日火葬之不幸成事、産子を殺候者不慈成事を、下々へ折々無油断委細ニ可申教候。」と記されている³⁶⁾。為政者の倫理観では理解できない「風俗」が行われていたため、「産子を殺候者不慈」であることを為政者が民衆に教える必要があったのではなからうか。為政者側の史料を解釈するには、民衆と為政者の死生観の相違なども視野に取めた検討が求められる。

4) 飢饉時の人口減少

南山御蔵入領では、冷害が発生すると大きな被害を受け人口が激減した。宝暦5(1755)年の冷害を挟んだ宝暦元(1751)年から宝暦8(1758)年の8年間に、総人口の約1割に相当する約5千人が減少した(表2)。天明3(1783)年夏の冷害を挟んだ人口を組単位にみると、高野組では2,035人(天明元年)から1,820人(天明8年)、古町組では3,538人(安永7(1778)年)から3,141人(天明8年)、和泉田組では3,187人(安永7年)から2,306人(天明8年)、大塩組では2,259人(天明2年)から1,938人(天明6年)と激減した³⁷⁾。性比については、古町組では147(安永7年)から122(天明8年)、和泉田組では153(安永7年)から122(天明8年)、大塩組では130(天

明元年)から116(天明6年)と急激に低下した³⁸⁾。いずれの組においても、天明飢饉を挟んで人口は11~28%の減少、性比についても14~32%の低下が観察される。

大塩組では飢饉時の人口減少の内容を知ることができる。天明3(1783)年から天明6(1786)年の期間に少なくとも291人が死亡、男80人、女25人、性別不明3人が「他邦罷出只今罷帰不申候」者であった³⁹⁾。この期間の前半に当たる天明3年暮から天明4(1784)年10月までに137人が死亡、251人が欠落しているため⁴⁰⁾、飢饉を契機として欠落した者の半数は、数年以内に帰村したと推測できる。天保7(1836)年の冷害時には、1年間に男52人、女21人が欠落、男14人、女6人が死亡、男19人、女20人が身売りした⁴¹⁾。天明期、天保期ともに飢饉時における男性の死亡、欠落などが女性をはるかに上回ったため、性比が急激に低下した。

下野国塩谷郡桜野村(現、栃木県塩谷郡氏家町)に保存されている『田夫真手兵衛 無手物語』は、天明飢饉の際に欠落した者の行方を知るうえで貴重である。同史料には、「天明飢饉の時、桜野村太兵衛と云人、元会津南

の山の者なりしが、夫婦ニ娘一人有。妻国て死し、娘を連れて当村ニ来り、(中略)、会津大飢饉にて食事出来ず、よるひるとなく山のわらびの根、葛の根其外口ニ入物ほり候ニ付、髪をゆへ候ひまなく、あせを出してほっても一回の飯のかてニも足りぬものなり。よってにげ出し来りと咄たりと聞及ふ。」と記録されている⁴²⁾。太兵衛一家のほかにも、飢饉の際に南山御蔵入領から関東地方を目指して逃げ出した者がいたと推測される。

IV. 人口回復・増加開始期の人口変動

1) 鶺鴒村における人口動態

図4によれば、会津郡古町組鶺鴒村(現、南会津郡南郷村鶺鴒)の人口は、寛政2(1790)年から天保10(1839)年まで250人前後で安定していたが、天保11年以降の15年間に約40人増加して嘉永7(1854)年には300人を超え、明治期を通じて増加を続けた。他方、家数は観察期間を通じて62戸前後に一定していた。平均世帯規模は当初3.8から4.2人の範囲で変動していたが、天保11年から拡大を始め、安政2(1855)年には5.0人に達した。家族構成を示した表7によれば、寛政2年から文政

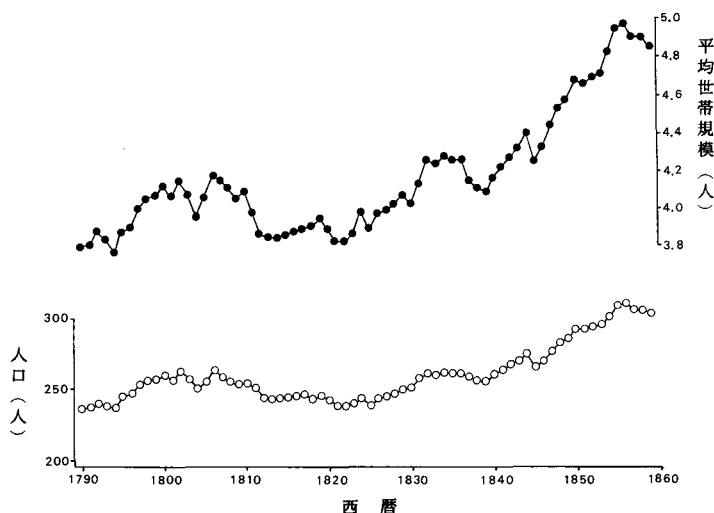


図4 陸奥国会津郡鶺鴒村における人口変動
「宗門改帳」古文書画像データベースより作成

表7 鶺鴒村における家族構成

家族類型	1790	1800	1810	1820	1830	1840	1850	1859
一人住まい	7世帯(11%)	5 (8)	7 (11)	12 (19)	10 (16)	13 (21)	5 (8)	5 (8)
兄弟姉妹, 他の親族との同居	1 (2)	1 (2)	0 (0)	2 (3)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
単純家族	26 (42)	23 (37)	24 (39)	17 (27)	19 (31)	13 (21)	19 (31)	16 (26)
拡大家族	13 (21)	15 (24)	18 (29)	15 (24)	18 (29)	16 (26)	11 (18)	9 (15)
多核家族	15 (24)	19 (30)	13 (21)	16 (26)	14 (23)	20 (32)	27 (44)	32 (52)
合計	62 (100)	63(100)	62(100)	62(100)	62(100)	62(100)	62(100)	62(100)

・家族類型はハンメル・ラスレット分類（ピーター・ラスレット著、酒田利夫・奥田伸子訳『ヨーロッパの伝統的家族と世帯』、リプロポート、1992、42～43頁。）による。
 ・「宗門改帳」古文書画像データベースより作成した。

13 (1830) 年まで単純家族が25%を超えて卓越していたが、弘化4 (1847) 年以降、多核家族が40%を超えた。

人口動態を整理した表8によれば、天保11 (1840) 年頃から顕著となった人口回復・増加は、自然増加によるものであった。出生後、史料登録まで生存した乳児の性比は、寛政2 (1790) 年から天保10 (1839) 年までの期間に132であったが、天保11 (1840) 年から安政6 (1859) 年に至る期間になると124まで低下した。人口回復・増加開始期における乳児の性比改善は、性別選択的な出生制限の減少によって生じた可能性がある。

2) 南山御蔵入領における人口構造の変化

鶺鴒村の人口、平均世帯規模の変動は古町組、南山御蔵入領全域の変動と連動している(表2, 図2, 4)。しかし、人口動態についても、鶺鴒村における動向が古町組、南山御蔵入領全域と共通であったと即断することはできない。そこで、出生後「宗門改人別家別帳」登録まで生存した乳児の数とその性比に代わって、年齢階層別性比を観察することにより、南山御蔵入領全域における人口構造の変化を検討する。

古町組に隣接する高野組では、人口減少期に当たる延享3 (1746) 年と、人口増加開始期に当たる明治4 (1871) 年の年齢階層別人口構造を比較することができる。延享3年の

表8 鶺鴒村における人口動態

		1790	～	1840	～	1859
出生*	男児	140人		73		
	女児	106		59		
	小計	246		132		
	性比	132		124		
死亡	男	113		42		
	女	111		39		
	小計	224		81		
社会増	男	21 (8)		10 (4)		
	女	74 (6)		23		
	小計	95(14)		33 (4)		
社会減	男	33(20)		13 (7)		
	女	61(33)		29(10)		
	小計	94(53)		42(17)		

・() は異動理由不明の人数である。
 ・*は出生後「宗門改人別家別帳」登録まで生存した乳児の数を示す。
 ・「宗門改帳」古文書画像データベースより作成した。

総人口2,356人の24%を占める15歳以下の年齢階層における性比は、127と男性が異常に多い⁴³⁾。明治4年になると、総人口1,814人の28%を占める14歳以下の年齢階層における性比は、108と大幅に低下した⁴⁴⁾。すなわち、高野組では18世紀中期から19世紀中期までの期間に、年少人口比率の増加と年少人口における性比の改善が観察された。

明治4 (1871) 年の南山御蔵入領において、総人口の26%を占める14歳以下の年少人口の性比は107であった。年少人口の性比は、総人口の38%を占める15歳以上39歳以下の110、35%を占める40歳以上の年齢階層における114

と比較すると均衡している⁴⁵⁾。明治20(1887)年の南会津郡において、総人口25,692人の40%を占める20歳未満の性比は104, 29%を占める20歳以上40歳未満の性比は106であった。この数値は、総人口の21%を占める40歳以上60歳未満の118, 11%を占める60歳以上100歳未満の118と比較すると均衡している⁴⁶⁾。すなわち、1840年代以降に出生して明治前期まで生存した年齢階層の性比が、1840年代以前に出生して明治前期まで生存した年齢階層の性比と比較して均衡している。したがって、南山御蔵入領全域においても鶺鴒村と同様、性別選択的な出生制限が減少したために、人口回復・増加が開始したと推定される1840年代以降に出生した年齢階層の性比が、それ以前に出生した年齢階層の性比と比較して均衡するようになったと解釈できる。

明治12(1879)年の南会津郡と大沼郡における年間出生数は男児716人、女児663人、普通出生率は23%, 出生性比は108であった⁴⁷⁾。明治19(1886)年の南会津郡における年間出生数は男児262人、女児268人、普通出生率は21%, 出生性比は98であった⁴⁸⁾。性別選択的な出生制限の慣習は、明治中期までにみられなくなったと思われる。

明治20(1887)南会津郡長から福島県知事に報告された『南会津 民度区域調』には、「一ヶ年平均凡九十人を増加セリ、其原由ハ他ヨリ移住人員ノ増加スルニアラズシテ、死亡者ヨリ出生者ノ多キニアリ(東部)、人口ハ一ヶ年平均凡七十人ツツヲ増加セリ、其原因出生死亡ノ差違アルニアリ(西部)」と書かれている⁴⁹⁾。自然増加によって人口が増加したことは、郡役所によっても認識されていた。自然増加の要因としては、性別選択的な出生制限の減少のほかに、出生数の増加、乳児死亡の減少といった可能性があげられる。

検討の結果、1840年代から自然増加に基づいて人口回復・増加が始まり、これと並行して性別選択的な出生制限が減少したという鶺

鴒村の史料分析から導かれた作業仮説は、南山御蔵入領全域に共通する動向であったと推測される。

V. おわりに

本稿では、南山御蔵入領における長期的人口変動と人口再生産構造について観察した。結果を再言すると次のようにまとめることができる。

南山御蔵入領の総人口は、17世紀後半に増加したが、18世紀初頭を頂点として減少に転じ、天明期から天保期に至る期間を最少として回復・増加を始め、明治初期から本格化した。人口回復・増加の開始と並行して、性比の改善と平均世帯規模の拡大が顕著になった。

人口減少期には、早婚で婚姻継続期間が長期にわたるにもかかわらず、出生後「宗門改人別家別帳」登録まで生存した乳児が少なく、その性比が不均衡であるという人口再生産構造の地域的特色を反映して、純再生産率が低い水準を示した。出生順位にかかわらず乳児の性比が不均衡であった事実は、性別選択的な出生制限が行われていたことを示唆する。

18世紀初頭、富裕な商人である角田藤左衛門夫妻は、10人の子供のうち3人を出生直後に殺害した。「子返し」は米の作柄とは無関係に、「うらない」とは異なる性別の「たがい子」、父親が厄年のときに出生が登録される「四十二の二才子」を対象として実行された。前者は、女兒に不利な性別選択的な出生制限の一種とみられる。土佐国や備中国においても、酷似する事例が確認された。この事例の普遍性については、今後の検討を待たなければならないが、藤左衛門家の「子返し」は、経済的困窮のために出生制限が行われたとする通説に再検討を迫る反証と位置づけられる。

冷害の生じた年を挟んで、人口は激減したが、男性の死亡、欠落者が女性を上回ったため、性比は飢饉を契機として大幅に改善した。

南山御蔵入領では、1840年代から自然増加

に基づいて人口回復・増加が始まり、同時に世帯規模の拡大、家族構成の複雑化、乳児の性比の改善が顕著となった。明治中期になると出生性比はほぼ均衡するため、性別選択的な出生制限はみられなくなったと推測される。

今後の課題を3点に限り以下に列挙する。

第一に、生産、流通、消費を含む経済活動と人口現象との関係を解明したい。南山御蔵入領では、大麻、青苧、煙草など多様な商品作物が栽培され、大麻、青苧は繰り糸や織物に加工されて領外に移出された。1840年代に始まる人口回復・増加は、商品作物の栽培、加工量の増産を目的とした行動ともみられる。人口変動を、生産活動にともなう労働力の需給という視点から再検討したい。

第二に、人口現象と政策との関連についても検討する必要がある。会津藩、南山御蔵入領では、19世紀初頭から、産子養育金と結婚祝金の貸与、移住者の引き入れといった政策が実行された。民衆が主体となって立案、資金調達、運用が行われた人口増加政策も確認できる⁵⁰⁾。民衆と為政者が、この時期に政策実施に踏み切った意図に関する理解を深めたい。

第三に、出生制限が減少していった要因を、心性史の側面を視野に入れて考察したい。幕末期の会津藩、南山御蔵入領では、『子孫繁盛手引草』⁵¹⁾、『万民心の鏡 善・悪』⁵²⁾、『産家教導弁』⁵³⁾といった、「子返し」の防止を目的とした書物が相次いで出版された。幕末期には出生制限が減少していったとみられるため、出生制限の急増を背景にこれらの書物が出版されたと解釈することはできない。書物を発行した人物の行為のなかに、民衆の意識変化を読み解く必要がある。

(帝塚山大学経営情報学部)

〔付記〕

福島県歴史資料館、関係町村教育委員会、史料所蔵者各位には、史料調査に多大な協力をいただいた。とくに、安藤紫香氏より懇切、貴重な教示

を受けた。また、筑波大学歴史地理学研究室の各位には多くの助言をいただいた。文部省科学研究費補助金(創成的基礎研究)「ユーラシア社会の人口・家族比較史研究」(研究代表者:速水融)における討論は有益であった。合わせて御礼申し上げます。本研究には文部省科学研究費補助金(重点領域研究)「人文科学とコンピュータ」公募研究(研究代表者:川口洋, 課題番号:07207237(1995), 08207231(1996), 09204236(1997))の一部を使用した。

〔注〕

- 1) ①川口洋「南山御蔵入における村落人口の特色—宝暦8(1758)年—」, 東京家政学院筑波短期大学紀要1, 1991, 225~242頁。②川口洋「南山御蔵入における村落人口の特色—明治4(1871)年—」, 東京家政学院筑波短期大学紀要2-1, 1992, 99~119頁。③川口洋「奥会津地域における性比の変化(18-19世紀)」(石井英也編著『平成4年度文部省科学研究費(総合研究A)研究成果報告書日本近代化の地域的展開に関する基礎的研究—歴史地図の作成に向けて—」, 1993), 1~11頁。
- 2) 研究動向に大きな影響を与えた書物として次の2著があげられる。①関山直太郎『近世日本の人口構造』, 吉川弘文館, 1958。②高橋梵仙『日本人口史の研究第一~第三』, 日本学術振興会, 1941~1962。
- 3) 松枝茂『会津藩の人口政策』, 大東文化大学東洋研究所, 1966。
- 4) 速水融「近世奥羽地方人口の史的研究所説」, 三田学会雑誌75-3, 1982, 70~92頁。
- 5) ①成松佐恵子『近世東北農村の人びと:奥州安積郡下守屋村』, ミネルヴァ書房, 1985。②成松佐恵子『江戸時代の東北農村:二本松藩仁井田村』, 同文館, 1992。
- 6) 斎藤修「徳川日本の人口と経済—人口停滞の解釈をめぐって—」(猪木武徳・高木保興編著『アジアの経済発展』, 同文館, 1993), 127~147頁。
- 7) たとえば, 土屋喬雄『日本経済史概要』, 岩波書店, 1934, 高橋梵仙『墮胎問引の研究』, 中央社会事業協会社会事業研究所, 1936があげられる。
- 8) 研究動向に大きな影響を与えた書物として次の著作があげられる。①Smith, T.C., *Naka-*

- hara: Family Farming and Population in a Japanese Village 1717-1830*, Stanford University Press, 1977. ② S. B. ハンレー, K. ヤマムラ著, 速水融, 穂本洋哉訳『前工業化期日本の経済と人口』, ミネルヴァ書房, 1982. ③ スーザン・B・ハンレー著, 指昭博訳『江戸時代の遺産—庶民の生活文化—』, 中央公論社, 1990.
- 9) 友部謙一「近世日本農村における自然出生力推計の試み」, 人口学研究14, 1991, 35~47頁。なお, デスカッションペーパーであるが, 友部謙一「徳川農村における「出生力」とその近接要因について—「間引き」説の批判と近世から近代の農村母性をめぐる考察—」, CONFERENCE PAPER SERIES (EAP プロジェクト) 1, 1996, 1~16頁, 友部謙一「日本農村の出生力水準—1700年代から1930年代—」, CONFERENCE PAPER SERIES (EAP プロジェクト) 2, 1996, 1~15頁が注目される。
- 10) 千葉徳爾・大津忠男『間引きと水子』, 農山漁村文化協会, 1983, 46~48頁。
- 11) 川口洋「一八世紀初頭の会津・南山御蔵入領における「子返し」」, 史境29, 1994, 1~17頁。
- 12) 太田素子「近世前期農村における家族生活と子育て—角田藤左衛門日記と伊南郷の人々(その1)—」, 共栄学園短期大学研究紀要14, 1998, 257~271頁。なお近年, 太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』, 刀水書房, 1997が出版された。
- 13) 「陸奥国会津・大沼郡外下野国塩谷郡六ヶ村人別牛馬改帳」については川口論文, 前掲1) ①, 『明治四年 若松縣管轄人員録』については川口論文, 前掲1) ②で史料的性格を吟味した。
- 14) 諸国巡見使は將軍の代替りごとに大名・幕領の国政と民情を査察するため, 寛永10年, 寛文7年, 天和元年, 宝永7年, 享保2年, 延享3年, 宝暦11年, 天明8年, 天保9年に派遣された。御料巡見使は陸奥国・出羽国の幕領における代官の民政を査察するため, 正徳3年, 享保2年, 延享3年, 宝暦11年, 天明8年, 天保9年に派遣された。菅田宏「奥羽松前巡見使と一揆・訴願」(小林清治編『福島の研究3 近世篇』, 清文堂, 1986), 77~99頁。
- 15) 表1のほかに組単位の人口記録として以下の史料を用いた。
- ①小出組: 「寛文五年 土地帳南山小出組八箇村」(庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳 卷一』, 歴史春秋社, 1979, 480~488頁)。五十嵐謙一家文書「正徳三年 人家数改」。五十嵐謙一家文書「安永五年申十一月 御手鑑」。会津史料大系刊行会『会津鑑 三』, 歴史春秋社, 1981, 4頁。菅田宏家文書「天保九年 小出組御手鑑」。
- ②弥五島組: 「寛文五年 風土記 南山弥五島組七箇村」(庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳 卷一』, 歴史春秋社, 1979, 470~478頁)。
- ③檜原組: 「元禄四年 萬覚書帳」(下郷町史編集委員会『下郷の歴史—史料集第1集—』, 1968, 44~54頁)。「延享三年 大内峠より上郷境迄御道筋御案内覚帳」(下郷町史編集委員会『下郷の歴史—史料集第1集—』, 1968, 71~81頁)。会津史料大系刊行会『会津鑑 三』, 歴史春秋社, 1981, 47頁。「文政九年 尋方二付組中人別書入」(下郷町史編集委員会『下郷町史資料 第2集』, 1968, 27~29頁)。
- ④松川組: 会津史料大系刊行会『会津鑑 三』, 歴史春秋社, 1981, 30頁。
- ⑤田島組: 渡部治郎家文書「延享三年寅三月 田島組覚書」(田島町史編纂委員会『田島町史 第6卷上』, 1986, 485~491頁)。渡部八郎家文書「文政十年亥二月 御手鑑帳 田島組」(田島町史編纂委員会『田島町史 第6卷上』, 1986, 518~526頁)。室井博家文書「天保九年 手鑑 田島組八ヶ村」(田島町郷土研究会編『田島町史資料集 8』, 1958, 67~84頁)。
- ⑥高野組: 渡部八郎家文書「延享三年寅三月 高野組八ヶ村 御廻国様御通御案内帳 藤生村名主甚左衛門」(田島町史編纂委員会『田島町史 第6卷上』, 1986, 473~480頁)。会津史料大系刊行会『会津鑑 三』, 歴史春秋社, 1981, 86頁。細井敬家文書「天明八年戊申 御廻国使様御通行二付御案内帳 高野組より田島組川島組迄」(田島町史編纂委員会『田島町史 第6卷上』, 1986, 495~506頁)。室井哲之輔家文書「文化十四年丑七月 組中家数人数馬数書出帳」。室井哲之輔家文書「文化十五年寅二月 人数増減改一紙 高野組触次忠右衛門」。室井哲之輔家文書「文政二年卯二月 人数増減改一紙 高野組触次室井忠右衛門」。室井哲之輔家文書「文政七年二月 当申人数増減差引帳 会津郡高野組」。細井敬家文書「文政十年亥三月 手鑑

- 帳 高野組触継細井善四郎」。細井敬介家文書「天保九年戌四月 明細書上帳 陸奥国会津郡高野組八箇村」。
- ⑦川島組：渡部八郎家文書「延享三年 川島組 会津四ヶ村・塩谷郡五ヶ村 手鑑帳」。細井敬介家文書「天明八年戊申 御廻国使様御通行ニ付 御案内帳 高野組より田島組川島組迄」（田島町史編纂委員会『田島町史 第6巻上』, 1986, 495～506頁）。渡部八郎家文書「文政十年 川島組 会津四ヶ村・塩谷郡五ヶ村 御上様御巡見手鑑帳」（田島町史編纂委員会『田島町史 第6巻上』, 1986, 506～518頁）。福島県立会津短期大学図書館所蔵「天保四年十一月 去辰十一月より当巳十一月迄 有人増減書上帳 川島組」。渡部八郎家文書「天保八年御直所ニ付明細差出帳 陸奥国会津郡川島組六ヶ村」。
- ⑧熨斗戸組：星谷五郎家文書「延享三年 熨斗戸組覚書 御巡見様 星谷右衛門」。橘正則家文書「宝暦十一年 手鑑 会津郡川衣村名主橘龍治」。会津史料大系刊行会『会津鑑 三』, 歴史春秋社, 1981, 115頁。
- ⑨古町組：「寛文五年 伊南郷村々改帳」（庄司吉之助編『会津風土記・風俗帳 卷三』, 歴史春秋社, 1980, 238～263頁）。五十嵐悦家文書「天和元年より正徳三年迄廻国使様案内手鑑」。会津史料大系刊行会『会津鑑 三』, 歴史春秋社, 1981, 136頁。馬場太一家文書「天明八年申四月 御廻国使御案内手鑑 近右衛門」。長谷部大作家文書「天明八年申四月 御案内手鑑」。馬場新家文書「天保三年辰正月 当辰人数増減書上帳 古町組」。馬場新家文書「天保四年巳正月 当巳人数増減書上帳 古町組」。馬場新家文書「天保六年二月 当未人数増減書上帳 古町組」。馬場新家文書「天保八年正月 当西人数増減書上帳 古町組」。馬場新家文書「天保九年三月 当戌人数増減数書上帳 会津郡古町組」。
- ⑩和泉田組：五十嵐悦家文書「天和元年より正徳三年迄廻国使様案内手鑑」。大竹門三家文書「宝暦十一年巳年四月六日 御廻国使様御通行ニ付御案内手鑑」。会津史料大系刊行会『会津鑑 三』, 歴史春秋社, 1981, 169頁。馬場太一家文書「天明八年 御廻国使御案内手鑑」。大竹門三家文書「天明八年 御廻国使様御巡見使様 御案内手鑑」。皆川コハル家文書「天保九年 御手鑑 伊南伊北」（只見町史編纂起草審議会『只見町郷土史資料 第8集』, 1968, 1～15頁）。目黒武男家文書「天保九年 御巡見使様御案内手鑑」。
- ⑪黒谷組：五十嵐悦家文書「天和元年より正徳三年迄廻国使様案内手鑑」。馬場太一家文書「天明八年 御廻国使様御案内手鑑」。大竹門三家文書「天明八年 御廻国使様御巡見使様 御案内手鑑」。長谷部大作家文書「天明八年申四月 御案内手鑑」。皆川コハル家文書「天保九年 御手鑑 伊南伊北」（只見町史編纂起草審議会『只見町郷土史資料 第8集』, 1968, 1～15頁）。目黒武男家文書「天保九年 御巡見使様御案内手鑑」。
- ⑫大塩組：五十嵐悦家文書「天和元年より正徳三年迄廻国使様案内手鑑」。大竹門三家文書「安永七年戌十月 御手鑑 大塩組」。大竹門三家文書「天明元年丑八月 御手鑑 大塩組拾壱ヶ村」。大竹門三家文書「天明六年 去ル寅より午迄死失人書出 大塩組村々」。馬場太一家文書「天明八年 御廻国使様御案内手鑑」。大竹門三家文書「天明八年 御廻国使様御巡見使様御案内手鑑」。大竹門三家文書「寛政七年卯八月 手鑑 大塩組拾壱ヶ村」。大竹門三家文書「寛政十年午八月 手鑑帳 大塩組拾壱ヶ村」。目黒武男家文書「天保九年 御巡見 使様御案内手鑑」。大竹門三家文書「天保一三年 手鑑 大塩組拾壱ヶ村」。大竹門三家文書「嘉永四年亥九月 御手鑑帳控 大塩組拾壱ヶ村」。
- ⑬野尻組：渡辺作夫家文書「享保九寅年七月書上手鑑帳」（昭和村教育委員会『昭和村の歴史』, 1973, 80頁）。会津史料大系刊行会『会津鑑 五』, 歴史春秋社, 1982, 226頁。佐々木太一家文書「天保二年九月 御案内手鑑」（昭和村教育委員会『昭和村の歴史』, 1973, 80頁）。
- ⑭大石組：会津史料大系刊行会『会津鑑 五』, 歴史春秋社, 1982, 244頁。中丸莊一郎家文書「文政一三寅年正月 御紙面並御達シ物諸控 宮崎村名主中丸宗左衛門 改庄九郎」。中丸莊一郎家文書「天保一三年三月 当寅人別家数増減書上帳 大沼郡大石組」。中丸莊一郎家文書「天保一五年三月 当辰人別家数増減取調書上帳 大沼郡大石組」。中丸莊一郎家文書「弘化二年巳三月 家数人別増減差引帳 大沼郡大石組」。
- ⑮瀧谷組：「延宝九年 瀧谷組古記」（三島町史出版委員会『三島町史』, 1968, 683頁）。「延宝九年 瀧谷組拾ヶ村高反別古記」（柳津町教育委員会『柳津町誌 集落編』, 1977, 291頁）。会津

- 史料大系刊行会『会津鑑 五』, 歴史春秋社, 1982, 189頁。中丸莊一郎家文書「文政一三寅年正月 御紙面並御達シ物諸控 宮崎村名主中丸宗左衛門改庄九郎」。
- ⑩大谷組: 河越卿家文書「享保一七年 永久手鑑」。会津史料大系刊行会『会津鑑 五』, 歴史春秋社, 1982, 209頁。河越卿家文書「文化三年大谷組明細帳摘書」。中丸莊一郎家文書「文政一三寅年正月 御紙面並御達シ物諸控 宮崎村名主中丸宗左衛門 改庄九郎」。河越卿家文書「天保二年卯九月 御手鑑控 大谷組十六ヶ村」。
- ⑪永井野組: 菅田宏家文書「天保十亥年五月 御手鑑 大沼郡永井野組八ヶ村」。
- ⑫青組: 会津史料大系刊行会『会津鑑 五』, 歴史春秋社, 1982, 167~168頁。坂内康一家文書「文政四年巳二月 去辰二月より当巳二月迄 家数人数牛馬増減一紙書上帳」。
- ⑬東尾岐組: 会津史料大系刊行会『会津鑑 五』, 歴史春秋社, 1982, 148頁。佐藤剛喜家文書「文政十年亥年六月 東尾岐組村々当亥年村鑑書上合帳留 触継佐藤又左衛門」。
- 16) 大沼郡桑原村の文化3年, 天保2年の「宗門改人別家別帳」と「文化三年 大谷組明細帳摘書」, 「天保二年 御手鑑控 大谷組十六ヶ村」に記録されている人口, 男女別人口, 家数は一致する。会津郡鶴巣村の天保9年の「宗門改人別家別書上帳」と「天保九年三月 当戌人数増減家数書上帳 会津郡古町組」の人口, 男女別人口, 家数も一致する。会津郡金井沢村の天明8年の「宗門改人別家別書上帳」と「天明八年戊申 御廻国使様御通行ニ付御案内帳 高野組より田島組川島組迄」の人口, 男女別人口, 家数も一致する。
- 17) 藤田定興「会津藩における仏教統制の確立」, 福島県歴史資料館研究紀要3, 1981, 15~56頁。
- 18) 「宗門改人別家別帳」については, 川口 洋「江戸時代における人口分析の方法—奥会津地域における「宗門改人別家別帳」のデータベース化を事例として—」, 歴史地理学151, 1990, 16~33頁で史料性格を検討した。
- 19) 川口 洋「宗門改帳」古文書画像データベース(及川昭文監修, 小沢一雅編著『講座人文科学研究のための情報処理 第2巻 データベース編』, 尚学社, 1998) 157~166頁。
- 20) 仁王村, 大岩村, 小山村, 菅沼村, 上杉原村, 小松川村, 小川窪村, 松岸村, 桑原村の明治4年「戸籍」には, 脱走, 出稼ぎ, 行衛不知などの理由で転出している者も村の人員に計上されている。小山村では厄介という名目で寄留している男性が村の人員に計上されていない。そのため, 明治4年「戸籍」は本籍人口を記録した資料と判断した。川口論文, 前掲1) ②, 100頁。
- 21) 福島県『明治二十二年 福島縣人員統計書』, 1890, 59頁。
- 22) 大沼郡旭村, 永井野村, 川西村, 沼沢村, 野尻村, 大葦村, 東尾岐村, 尾岐村, 中ノ川村, 東川村, 西川村, 三谷村, 原谷村, 川口村, 横田村, 大滝村, 本名村, 赤沢村の範囲である。
- 23) 『明治二十二年 福島縣人員統計書』, 前掲21), 95~105頁によれば, 他府県出寄留189人, 他郡出寄留264人, 他町村出寄留298人, 本籍人失踪773人, 軍人・囚人79人と出寄留の約半数が失踪である。入寄留の内訳は他府県入寄留758人, 他郡入寄留624人, 他町村入寄留296人であり, 南山御蔵入領と隣接する軽井沢銀山を含む大沼郡東川村への入寄留(698人)が4割を占める。
- 24) 岡崎陽一『人口統計学(改訂版)』, 古今書院, 1986, 115~119頁。
- 25) 内務省総務局戸籍課『明治十九年十二月三十一日調 日本帝国民籍戸口表』, 1886。
- 26) 角田文佐家所蔵『萬事覚書帳』。同史料は福島県南会津郡南郷村教育委員会『萬事覚書帳(全)一角田藤左衛門—南郷村史資料(23)』, 1992として翻刻された。
- 27) 安藤紫香『奥会津の民俗』, 歴史春秋社, 1994, 201~206頁。根岸謙之助『医療民俗学論』, 雄山閣, 1991, 270頁にも岩手県における類似の事例が報告されている。
- 28) 池田幾松編『高知慈善協会沿革史』, 高知慈善協会, 1916, 2頁。
- 29) 藤田定興「近世期修験の宗教活動行為理解に関する二・三の考察」, 福島県歴史資料館研究紀要8, 1986, 53~109頁。
- 30) 金光大神著, 村上重良校注『金光大神覚』, 平凡社, 1977, 11~12頁。
- 31) 『高知慈善協会沿革史』, 前掲28), 2頁。
- 32) 『金光大神覚』, 前掲30), 264~265頁。
- 33) 川口論文, 前掲11), 2~4頁。

- 34) 遊佐次郎左衛門好生「學生抄」(楠瀬恂編『隨筆文学選集 第三卷』, 書齋社, 1927, 381~401頁。
- 35) 太田素子「少子化と近世社会の子育て—マビキの社会史—」(上野千鶴子他編『家族の社会史』, 岩波書店, 1991), 170頁。
- 36) 豊田武監修『会津藩 家世実記 第二卷』, 吉川弘文館, 1976, 110頁。
- 37) 前掲15) ⑥, ⑨, ⑩, ⑫の史料による。
- 38) 前掲15) ⑨, ⑩, ⑫の史料による。
- 39) 大竹門三家文書「天明六年 去ル寅より午迄 死失人書出 大塩組村々」。
- 40) 金山町史出版委員会『金山町史 下巻』, 1976, 77頁。
- 41) 大竹門三家文書「天保十年亥年正月 身売 禿, 欠落人, 死失禿家数人別書上控 大塩組総代名主大竹栄助」。欠落者数と男女別内訳が一致していない場合もあるが, 史料のとおり記述した。
- 42) 氏家町史作成委員会『氏家町史 上巻』, 1983, 420~421頁。
- 43) 渡辺八郎家文書「延享三年寅三月 高野組 八ヶ村 御廻国様御通御案内帳」。
- 44) 『明治四年 若松縣管轄人員録』(復刻版), 歴史春秋社, 1978。
- 45) 『明治四年 若松縣管轄人員録』, 前掲44)。
- 46) 南会津郡役所『明治二十年 福島県南会津郡統計書』, 1887, 田島町史編纂室所蔵。
- 47) 内務省戸籍局『明治十三年一月一日調 日本全国人口表』, 1881。
- 48) 『明治二十年 福島県南会津郡統計書』, 前掲46)。
- 49) 「南会津 民度区域調」(南会津町村史編纂連絡会編『南山史料集成 第二輯』, 1992), 21~36頁。
- 50) Kawaguchi, Hiroshi, "Population Increase Policy after the 1783 Great Famine in North-eastern Tokugawa Japan," *Annales de Démographie Historique*, 1996, 1997, pp.151-168.
- 51) 嘉永3(1850)年に会津若松の菊地善右衛門, 嘉永4(1851)年に大沼郡大谷村の農夫である五十嵐富安がそれぞれ施版した。
- 52) 嘉永7(1854)年に会津藩医である石田竜玄が著わした。
- 53) 文久2(1862)年に湖西仁寿齋主人という号を持つ会津藩産科医が著わした。

Population Trend and Infanticide in a Rural Area in North-eastern Japan
from the 17th to the 19th Century

Hiroshi KAWAGUCHI

In this paper, the author discusses the population trend and infanticide in the study area, Minamiyama-Okurairi-Ryou from the 17th to the 19th century. This was a rural area under the direct control of Tokugawa Shogunate in north-eastern Japan.

North-eastern Japan has been thought to be a less advanced and poor region during the Tokugawa Period(1603-1868) because of its population decrease. Also it has been believed that infanticide was a main cause of the population decrease and that poor people having many children had no choice but to resort to infanticide in order to survive. Evidence suggests, however, we should change some of the images of this area.

The population which had increased through the 17th century, was at a maximum early in the 18th century and started to decrease afterward. The lowest population level was recorded from the 1780s to the 1840s, then it started to increase again slowly. One of the regional characteristics in this area was an unbalanced sex-ratio. The sex-ratio of male to female was over 120 per-cent from the 17th century to the middle of the 18th century, then it started to be balanced.

During the period when the population decreased, the net reproduction rate(NRR) was about 1, which is quite low. The author can point out three possible causes of low NRR: low fertility, high infant mortality and infanticide. The unbalanced sex-ratio of infants does suggest that peasants practiced sex-selective infanticide during this period.

According to an old diary kept by Tozaemon Tsunoda, a rich merchant dealing with hemp, from 1669 until 1735, he and his wife had ten babies. Three babies out of ten were killed right after the birth. This infanticide was practiced not only in a poor harvest year but also in a good harvest year. The Tsunoda family did not practice infanticide due to poverty. Two babies were killed because their sex was different from the sex predicted before the birth. Following the erroneous prediction, the probability that the female baby would be killed was double compared to that of the male baby. The other baby was put to death because he/she was born and would have been registered in Japanese religious investigation registers when his/her father was 42 years old. A baby born at this particular age was believed to bring his/her parents trouble.

The population was greatly reduced by famines caused by cold weather in 1755, 1783 and the 1830s. Since there were more male victims than female sufferers, the sex-ratio was rebalanced whenever the area was attacked by famine.

From the 1840s, the population growth resulted from the natural increase. And the sex-ratio of infants came to be balanced. Therefore sex-selective infanticide probably began to decrease from the 1840s and disappeared by the 1880s.